食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
（略）	（略）

表15・16　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）	
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること	
（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握すること	
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること	
（略）	（略）

表15・16　（略）